

第412回神奈川県最低賃金審議会（書面開催）

令和3年3月4日

資料説明書

1 プレス発表

資料1 プレスリリース（令和2年8月5日）

資料2 プレスリリース（令和2年9月1日）

神奈川県最低賃金の改正に係るプレス発表は、答申時と発効直前の9月末に実施し、答申時には新聞社4社から取材があり、広く報道がなされました。

8月5日 日経ネット・神奈川ネット

8月6日 神奈川新聞・読売新聞・日経新聞・毎日新聞・東京新聞・毎日ネット

8月11日 産経ネット

2 最低賃金の周知状況

資料3 令和2年度神奈川県最低賃金 周知の取組

資料4 広報依頼文（令和2年9月2日付け県知事あて）

資料5 広報例（神奈川県・藤沢市・平塚市・防災団体（労安協相模原支部・
建防災相模原分会）

【最低賃金の周知の取組】

プレス発表のほか、広報誌などへの掲載依頼、ポスター・リーフレットの配布等により周知を実施。

【広報誌への掲載依頼】

広報誌等への掲載依頼については、県内の全地方公共団体に要請した結果、県のほか全33市町村のすべてで広報誌またはホームページに掲載していただきました。

特に神奈川県においては、資料5のとおり「労働かながわ」等県発行の複数の広報誌に掲載していただいたほか、県内居住の外国籍の方を対象とした季刊誌「こんにちは神奈川」にも6か国語で掲載いただくなど、御協力をいただいております。

また、各地方公共団体に対しては、年度途中の最低賃金改定により個々の企業が不利益を被ることのないよう、発注時における特段の配慮への協力を併せて依頼しました。

このほか、関係団体、使用者団体、労働団体、業界団体、求人誌等へ機関紙への掲載依頼を実施し、現在まで40件の掲載を確認しています。

【ポスター・リーフレットの送付】

ポスター・リーフレットによる周知については、地方公共団体、法務局や税務署などの行政機関、大学や専門学校などの教育機関、使用者団体、労働組合をはじめ、さまざまな団体等に送付し、周知への協力を依頼しました。

また、事業主に対する個別的な周知活動として、最低賃金減額特例許可を受けている事業主や過去5年間において最低賃金法違反のあった事業主に対して、周知文と併せてリーフレットを送付しました。

(ポスター・リーフレット送付による周知依頼の総数1083件)

【労働基準監督署での取組（相模原労基署の例）】

各労働基準監督署では、例年、業界団体の会議や各種説明会等の機会を利用して、最低賃金制度の説明を行い、その履行確保に努めているところですが、今年度は新型コロナウイルスの影響で各種会議等が中止となる中、様々な工夫をしながら周知活動に努めております。

例として、以下、相模原労働基準監督署の取組をご紹介します。

＜相模原労基署の取組＞

- ① 例年は建災防と連携して、「相模原市工事安全講習会」や「相模原地区建設業労働災害防止大会」において参加予定の事業者（各150社程度）に対し、当日にリーフレットを交付して周知を行っていたところですが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、前記講習会は中止となり、労働災害防止大会は規模を縮小（64名参加）しての実施となったことから、建災防相模原分会及び神奈川県労働安全衛生協会相模原支部へリーフレットを配布することにより、会員事業場各約300社合計約600社への周知依頼を実施し、併せて広報誌への掲載もしていただきました。（資料5参照）
- ② 相模原市役所健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課と連携し、市が行う介護事業者（約1000事業場）へのメール一斉配信サービスを活用しての広報を実施。
- ③ 管内の6工業団地、商工会議所・商工会事業主26団体及び年金事務所への周知を実施。

管内の工業団地に対しては、最低賃金リーフレット、ポスターの他、過労死等防止啓発パンフレット及び職長等に対する能力向上教育の受講勧奨リーフレットを併せて送付。

【その他】

神奈川県を仰ぎ、FMヨコハマの県の広報枠における周知や労働局で使用する封筒に改定額を印字する等の方法により周知を実施。

※ FM ヨコハマのラジオ番組 KANAGAWA Muffin (かながわマフィン)

土曜 8 時 30 分から 9 時 00 分 放送 神奈川県の情報を中心としたラジオ番組
10 月 31 日の放送で「神奈川県最低賃金が 1012 円に引き上げ」が紹介される。

3 中小企業・小規模事業者への支援策

資料 6 神奈川県働き方改革推進支援センター事業実施状況及び業務改善助成金
申請・交付状況

資料 7 業務改善助成金 リーフレット

資料 8 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業リーフレ
ット

神奈川県働き方改革推進支援センターの事業実施状況について、今年度、1 月末ま
での期間で、相談件数が 930 件、訪問申込件数 478 件、セミナー開催が 72 回
となっております。

相談件数のうち、同一労働同一賃金に関する質問が多く、その次に労働時間等の
労務管理に関する質問、助成金全般に関する質問となっております。

最低賃金について、「最低賃金改定に対応していなかった。」「最低賃金の引上げ
について、業績低下の中で納得できない。」との相談もありました。

業務改善助成金について、令和 2 年 7 月、行政機関、経営者・労働団体 109 団
体に対して、周知・広報依頼を行いました。また、同月、事業主団体 1183 団体
に対し周知依頼を行いました。その際、神奈川県働き方改革推進支援センターのリー
フレットを同封し、周知を図りました。なお、厚生労働省において、11 月から 1
2 月にかけて 5 回にわたり、業務改善助成金説明会を開催しています。

今年度の申請件数は 27 件で交付件数が 4 件となっておりますが、交付件数は、支
払いが終了したものを計上しています。賃金引上げと設備等の購入計画段階での申
請のため、計画を始めてくださいという決定が下りてから、設備の購入・支払等
を行い、その後、金額が確定し、支払決定されるため、支払いまで時間がある程度か
かります。

4 令和 3 年度特定最低賃金について

資料 9 令和 3 年度 特定最低賃金の改正等に係る申出の意向確認（表明）状況

令和 3 年度 特定最低賃金の改正等に係る申出に関して、令和 3 年 2 月 22 日に
連合神奈川様から 7 業種について改正・新設の意向表明がなされ、同年 3 月中に意
向表明に係る書面が神奈川県労働局長あて提出される予定です。